

コラム 次世代住宅ポイント制度の概要

1. 制度の目的・概要

令和元年10月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントが発行されます。

2. ポイントの発行

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅の新築・リフォームが対象となります。

■対象とする住宅（契約等の期間）

	契約	引渡し
注文住宅（持家）・ リフォーム	平成31年4月～令和2年3月に請負契約・着工をしたもの ^(※)	令和元年10月以降 に引渡しをしたもの
分譲住宅	平成30年12月21日～令和2年3月に請負契約・着工し、かつ売買契約を締結したもの 平成30年12月20日までに完成済みの新築住宅であって、平成30年12月21日～令和元年12月20日に売買契約を締結したもの	

※税率引上げ後の反動減を抑制する観点から、平成30年12月21日～平成31年3月に請負契約を締結するものであっても、着工が令和元年10月～令和2年3月となるものは特例的に対象となります。

住宅の新築（貸家を除く）

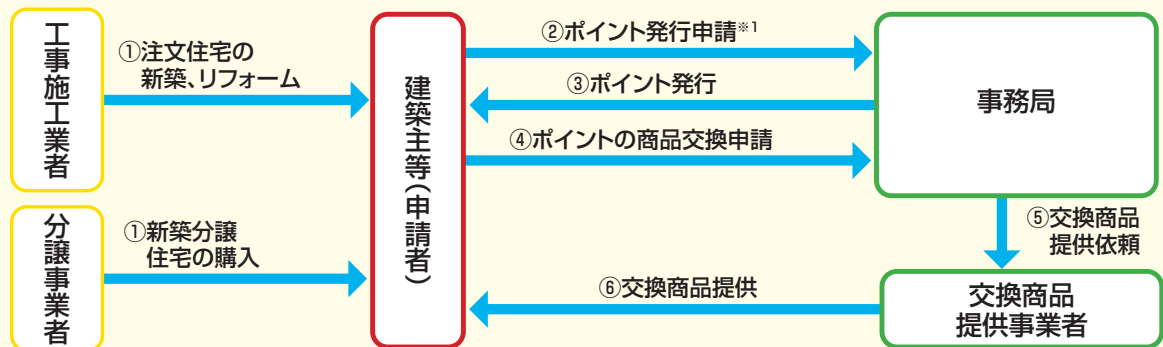
発行ポイント数：1戸あたり上限35万ポイント
※一定の要件に適合する場合は1戸あたり30万ポイント

住宅のリフォーム（貸家を含む）

発行ポイント数：1戸あたり上限30万ポイント
※ただし、若者・子育て世帯によるリフォームや一定の既存住宅の購入に伴うリフォームの場合は上限を引上げ

〈申請手続きの流れ(イメージ)〉

(注) 戸別申請で標準的な場合を示したものの



※1 ポイント発行申請は、原則、**対象住宅の所有者となる方等が行う**が、建築工事の請負事業者や分譲事業者が代理で行うことも可能。

3 ポイントの交換対象商品等

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する商品 等

4 ポイント発行申請の期間

○ポイント発行申請の期間：令和元年6月頃～

(出典：国土交通省資料)